

令和5年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名： 恵庭学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。
 「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」、「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」、
 「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で評価してください。
 評価の対象に当てはまらない場合は、「—：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を入力してください。
- ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。

職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。

※チェック項目のうち黄色色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者(学童クラブ担当者)が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	概ね理解して取り組んでいる。
	2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の役割		○学童クラブの役割を理解している。	○	概ね役割を理解し活動にあたっている。
	3. 学童クラブにおける育成支援の基本	(1)学童クラブにおける育成支援	○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもの健全な育成を目指し、安心して過ごすことができる環境を積極的に整えている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とは直接又はアプリを通じて連絡を密にとっている。学校とは年1回の面談と気になることは電話等で情報交換している。
		(3)学童クラブ支援員等の役割	○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	支援員同士が情報共有や交換をしながら、環境づくりをしている。
(4)学童クラブの社会的責任		○学童クラブの社会的責任を理解している。	○	社会的責任を理解し取り組んでいる。	
第7章 職員の資質向上	1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	子どもや保護者に対して、日頃から言動や対応に気をつけて対応している。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	月に一度、全事業所が集まり会議を行い、情報共有や共通認識の場を設けている。
	2. 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	初期に迅速に対応し、状況を支援員間で共有するとともに、法人の統括者に報告している。	
	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	月に一度の全学童ミーティングを行っている。また適宜、職員間で情報共有の時間を設けている。
		(2)研修等	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	年に一度は研修に参加できるように全体に共有し、必要に応じてシフト体制を調整するなどしている。
		(3)運営内容の評価と改善	○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	年に一度、学園としてのアンケートを子どもと保護者それぞれに行い、要望などにはできる範囲で改善するように心がけている。
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解	○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子ども一人ひとりの特性を把握・理解し、支援員間で共有し子どもに寄り添った対応をしている。	

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第3章 学童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○ 育成支援の内容について理解している。	○	概ね理解している。	
		(2) 育成支援の留意点	○ 育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもひとりひとりの特性を理解し、適切な支援を行うことにより、安心して学童クラブで過ごせるように配慮している。	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○ 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	支援級在籍の子どもはいないが、配慮すべき子どもについては理解し受け入れている。	
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たった留意点	○ 障害のある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	配慮すべき子どもについては安心して過ごせるよう配慮している。	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○ 児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	日頃から表情や体調などを気かけ、虐待等が疑われるときは迅速に対応するよう意識している。	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○ 家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子どもの情報については支援員間で共有し、必要に応じて関係機関へつなぐようにしている。	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	常日頃、子どもや保護者へ不必要に情報が広まらないように留意している。	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○ 各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	アプリや電話を通じて出欠確認をしたり、保護者に対して活動の様子をキッズリーで発信したり直接情報を共有している。	
		(2) 保護者からの相談への対応	○ 保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者とはお迎え時に今日の活動や子どもの様子を伝える事でコミュニケーションを積極的に図っている。	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○ 保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会総会及び役員会を開き、活動に対し理解や協力をお願いし連携もスムーズに取れている。	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画をたて月毎に下ろし、日々の活動記録や子どもの様子を記している。	
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	活動に関わる日々の事務などの業務を協力しながら取り組んでいる。	
	第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	年に一度情報交換や共有をし、学校との連携を図っている。
			(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	取り決めはないが常識の範囲内で十分気をつけている。
2. 保育園、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。	×	前年度は運営法人の卒園生について引き継ぎがあったが今年度は行われていない。		
3. 地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	同施設内の市民活動センターや図書館と連携を取っている。		
4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ		(1) 学校施設を活用して実施する学童クラブ	○ 学校施設を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-		
		(2) 地区会館等を活用して実施する学童クラブ	○ 地区会館等を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	施設の特徴を理解した上で、注意事項を守り子どもひろば、図書館を利用している。	

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分		結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 衛生管理 及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	日頃から衛生面では気をつけて、子どもに対しても登会時、おやつ時、外遊び後など手洗いの声がけをしている。
		(2) 事故やケガの防止 と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	事前に事故や怪我がないよう安全面にはチェックしている。事故など起きた際にはマニュアルにそって対応している。
		(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	△	施設全体での避難訓練がないが、独自で避難訓練を実施している。
		(4) 来所及び帰宅時の 安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	出席予定なのに登会しない子どもについては、家庭や学校に連絡し身の安全を確認している。一人帰りの子どもに対しては安全に帰宅するよう必ず声をかけるようにしている。

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及 び設備	(1) 施設	○ 学童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	×	専用のトイレ・手洗い場等がない。専用施設ではないため、継続的な掲示などができず困難さを感じる。
		(2) 設備、備品等	○ 学童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	活動に必要な設備や備品は揃っている。
第4章 学童クラブの 運営	1. 職員体 制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の学童クラブ支援員を置いている。	○	規定通りの人員配置がなされている。
		(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	別の学童クラブと活動室は隣接しているが、個別に支援を行っている。
		(3) 学童クラブ支援員の 雇用形態	○ 学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	安定した雇用ができるように運営している。
		(4) 勤務時間	○ 学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	開設準備の時間や日々の記録作成の時間も含めて勤務時間としている。また勤務時間にできるような体制作りにも努めている。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)	○ 適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	×	定員が常に40名を超えている(50人以上)。	
	3. 開所時間及び開所日	○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	市の基準に従って開設できている。	
	4. 利用開始等に関わる留意事項	○ 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	新入会の児童に対しては、事前に面談・説明を行い、スムーズに利用できるように対応している。	
	5. 運営主 体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童クラブを運営している。	○	安定した運営ができるよう努めている。
		(2) 運営上の留意事項	○ 学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	学童クラブ業務マニュアルに従って各学童クラブが運営されるよう指導している。
	6. 労働環境整備	○ 学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	支援員等の労働環境が安定するよう整備に努めている。	
	7. 適正な 会計管理 及び情報 公開	(1) 会計管理	○ 学童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	市からの委託費や補助金について、適切に管理している。
(2) 情報公開		○ 学童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	運営主体である学校法人の会議などで報告、また学童会議の際に支援員などにも情報共有している。	